年　　月　　日

保護者の皆様へ

施設長

令和4年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条に基づき、お子様が本園を利用した際に、前橋市から本園に給付された1人あたりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、保育料を納めていただく請求書ではありません。
令和4年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様から納入していただいた利用者負担額（保育料）を減じた額」となります。
具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問合せください。

（法定代理受領とは）
「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

各月ごとの認定別・年齢別公定価格（1人あたり）　（給付対象期間　令和4年3月～令和5年3月）

認定区分		年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育認定子ども（1号認定子ども）		満3歳児	209,330	209,330	209,330	209,330	209,330	209,330	213,730	213,730	213,730	213,730	213,730	217,660
		3歳児	209,330	209,330	209,330	209,330	209,330	209,330	213,730	213,730	213,730	213,730	213,730	217,660
		4歳以上児	192,550	192,550	192,550	192,550	192,550	192,550	196,950	196,950	196,950	196,950	196,950	200,880
保育認定子ども（2・3号認定子ども）	標準時間	0歳児	192,800	192,660	192,650	192,620	192,600	192,570	194,660	194,660	194,590	194,590	194,490	199,400
	短時間		189,660	189,520	189,510	189,480	189,460	189,430	191,520	191,520	191,450	191,450	191,350	196,260
	標準時間	1・2歳児	111,050	110,910	110,900	110,870	110,850	110,820	112,910	112,910	112,840	112,840	112,740	117,650
	短時間		107,910	107,770	107,760	107,730	107,710	107,680	109,770	109,770	109,700	109,700	109,600	114,510
	標準時間	3歳児	63,280	63,140	63,130	63,100	63,080	63,050	65,140	65,140	65,070	65,070	64,970	69,880
	短時間		59,950	59,810	59,800	59,770	59,750	59,720	61,810	61,810	61,740	61,740	61,640	66,550
	標準時間	4歳以上児	47,240	47,100	47,090	47,060	47,040	47,010	49,100	49,100	49,030	49,030	48,930	53,840
	短時間		43,910	43,770	43,760	43,730	43,710	43,680	45,770	45,770	45,700	45,700	45,600	50,510

※副食費徴収免除対象者は、上記の額に下記の額を加えた額となります。

認定区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号認定子ども	4,270	4,270	4,500	4,500	3,600	4,500	4,500	4,500	3,820	3,600	4,270	3,820
2号認定子ども	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500